

井上円了の仏教改良と修身教会運動

長谷川 琢 哉

問題設定

井上円了は私立学校哲学館の経営から退いた後、「修身教会」（後に「国民道德普及会」に改称）運動と呼ばれる社会教育活動に従事した。キリスト教の日曜学校をモデルにしたこの運動は、全国各地の市町村を回って円了自身が講演を行うことと、『修身教会雑誌』（後に『修身』に改称）という機関紙を発刊することが活動の軸となった。また、修身教会運動の拠点として、円了は現在の東京都中野区にある「哲学堂公園」を建築して、そこを「道德山哲学寺」として位置づけ、最終的には「哲学宗」と呼ばれる一種の新宗教の構想を描いていた。

こうした井上円了の活動の展開については、主に哲学館を中心とする学校教育に軸を置いた前半期から、修身教会を中心とする社会教育に軸を置いた後半期への移行として論じることができる。たとえば朝倉輝一は、「〔井上円了の活動と著述〕活動内容の重心が単なる哲学の普及から社会的実践（「修身教会」、後に「国民道德普及会」）へと移動していることがわかる。それは同時に、彼の活動がより具体的、あるいは、より脱中心的になっていくことでもあった」¹と述べている。つまり円了の前半期から後半期への展開を、「哲学の普及」から「社会的実践」への移行として理解し、哲学を一般社会へとより具体的に広めていく過程として描いているのである。こうした朝倉の視点は、円了の最後の論文「哲学上に於る余が使命」²の記述を踏まえたものであり、基本的に正当なものであるだろう。またこれに対して、佐藤厚はやや異なった視点を提示している。佐藤は、円了の学校教育から社会教育への展開を、哲学館時代に構想された「国民道德論」が、修身教会において実践されたという筋道（「国民道德論の構想と実践」）で論じている³。修身教会運動が後に「国民道德普及会」に改称されたことを考えると、この視点もきわめて重要である。

哲学と国民道德に論点を置いた上記二つの見解は、修身教会運動を理解する上での基本的な枠組みとなるものである。しかしその上で、本論考では次のような問いを立ててみたい。井上円了が修身教会運動で目指したのは、哲学や国民道德を広く社会一般で実現する

1 朝倉輝一「井上円了の後期思想について——修身教会との関係から」、『国際井上円了研究』第3号、2015年、108頁。

2 井上円了「哲学上に於る余が使命」、『東洋哲学』第26篇第2号、1919年。

3 佐藤厚「井上円了の社会的実践——国民道德論の構想と実践——」、『日本佛教学會年報』第81号、2015年、171頁。

ための社会的実践であったとして、では、なぜそれがキリスト教の日曜教会をモデルとした修身教会というかたちをとることになったのだろうか。あるいは別の言い方をするならば、哲学や国民道徳のための社会实践が、円了においては、なぜ宗教的なニュアンスを含んだ実践としてデザインされたのだろうか。この問いに答えるには、修身教会運動というもの、どのような文脈において、どのような意図から形成されたのかをより詳細に検討する必要があると思われる。

そこで本論考が注目するのが、井上円了の「仏教改良」への取り組みである。円了は哲学館創設前のごく若い頃から晩年に至るまで仏教改良への強い志向を持ち続けていたが⁴、特に修身教会運動が始められた明治30年代には、当時の時代状況に応じて仏教改良を主題とした数多くの論考を発表している。そして、円了の明治30年代の諸論考を詳しく検討すると、仏教改良論の文脈において、日曜教会（「寺院教会」）のアイデアなど、修身教会運動に直接繋がるような議論がなされているのである。また、円了が発表した「修身教会開設旨趣」を見ると、そこにも仏教改良との関連が明確に示されている。そうであるならば、修身教会運動は円了の仏教改良論を背景に構想され、それ自体が仏教改良の実践でもあったと考えることが出来るのではないだろうか。これが本論考を導く作業仮説となる。

ただし、本論で詳しく見ることになるが、円了の仏教改良論は、哲学館事件をきっかけに（哲学館の経営方針と同様）大きく変化することも確認できる。そこで以下本論では、明治30年代の仏教改良論および哲学館事件を直接的な背景として、修身教会の成立過程とその目的の一端を明らかにすることを試みたい。

1. 明治30年代の仏教改良論と仏教公認教運動

明治期の仏教界は常に激動の中にあっただが、明治30年代初頭は条約改正がいよいよ迫り、それにともなって内地雑居や宗教法案等が大きな問題として浮上してきた時期である。一言で言えば、この時期の仏教界の危機感は、キリスト教が政府によって認められることで、仏教もそれと並ぶ諸宗教の一つとして扱われる傾向が顕著になってきたということにあった。明治31（1898）年6月に起こった巢鴨監獄教誨師事件（巢鴨監獄で教誨師をつとめていた真宗大谷派教誨師が解職され、キリスト教牧師が新たに採用されたことに端を発する事件）もひとつの契機となり、仏教界では多くの議論が巻き起こっていた。

井上円了も明治30年前後の時期には、関連する数多くの論考を発表している（参考：「明治30年前後の井上円了の関連する論考」）。円了の場合は、かねてより危機感をもっていた内地雑居がいよいよ実現するにあたり⁵、仏教界は従来の習弊を改良することによって

4 井上円了の仏教改良については拙稿を参照されたい。長谷川琢哉「井上円了の仏教改良と真宗大谷派」、『現代と親鸞』第44号、2021年など。

5 内地雑居について円了は明治20年代初頭からその問題の大きさを意識しており、ヨーロッパで最初の

キリスト教との競争に備えなければならない、といった論調が主眼となっていた。またこの時期は、真宗大谷派を中心として宗教法案反対運動や仏教公認教運動が盛り上がりを見せていたが⁶、それに伴い、円了が明治20年代に展開していた公認教論が再び注目を浴びるようになった。

参考：明治30年前後の井上円了の関連する論考

刊行年月	タイトル	媒体・出版社
1894年5月	「我邦宗教改良の方案を提出して官民の注意を促さんとす」	『天則』7-8
1897年9月	「仏教各宗本山の通弊を論じて内地雑居の準備に及ぶ」	『太陽』3-8
1898年1月	「内地雑居に対する教育家宗教家及び実業家の覚悟」	『東洋哲学』5-1
同 5月	「宗教条例を如何せむ」	『東洋哲学』5-5
同 5・6月	「仏教改革私見」	『四明余霞』125・126
同 5月	「宗教制度の変遷に就きて」	『反省雑誌』13-5
同 11月	『雑居準備 僧弊改良論 付録 仏教改革私見』	森江書店
同 12月	「井上円了氏の仏教改革談」	『時事新報』12月31日付
1899年1月	「井上円了氏の仏教改革談」	『時事新報』1月4日付
同 2月	「公認教に関する意見」	『政教時報』4
1901年7月	「余が所謂宗教」	『哲学雑誌』16-173
1902年	『宗教改革案』	哲学書院

そもそも円了が公認教というものを知るきっかけになったのは、明治21(1888)年6月から1年余りの間行った第一回海外視察旅行においてである。円了が視察した当時のフランスでは、カトリック教、ルター派、カルヴァン派およびユダヤ教に「公認宗教(cultes reconnus)」の資格を与えており、政府はその存在を保証しつつ管理するという制度を採用していた⁷。円了は帰国後の明治22(1889)年に、『日本政教論』および『欧米各国政教日記』上・下においてフランスの公認教制度について紹介し、日本もこれにならって仏教を公認教にすべきであると主張した。その背景には、明治23(1890)年2月に大日本帝国憲法が公布され、信教の自由が認められたということがある。これは政府によってキリスト教が正式に承認されたことを意味し、仏教公認教論はそれに対する対抗措置でもあった⁸。実際に円了は、この考えに賛同した大内青巒とともに、明治22年に仏教公認教運動

海外視察を行った際、当時ドイツに滞在していた井上哲次郎と面会してこの問題について話し合っている。そして後に、自身が経営する哲学書院から、井上哲次郎の内地雑居に関する論考を出版している。井上哲次郎『内地雑居論』、哲学書院、1889年。

6 明治30年代前半の仏教界の状況については、中西直樹『新仏教とは何であったか——近代仏教改革のゆくえ』、法蔵館、2018年、に詳しい。

7 井上円了が視察したフランスにおける「公認教」については以下に詳しい。ベルナット・マルティ・オロバル「井上円了の「公認教」論——19世紀フランスのコンコルダート制度との関係を中心に——」『国際井上円了研究』第10号、東洋大学、2022年。なお、この論文においてマルティ・オロバルは、円了がパリを訪れた際、当地に滞在中であった浄土真宗本願寺派の藤島了穂と、公認教に関する情報交換を行った可能性があることを指摘している。

8 「私が明治二十年に哲学館を創立し、明治二十一年に洋行して明治二十二年に帰つて来た、此二年は御

も行ってた。円了らは仏教各宗官長総会を開き請願書をまとめるまで話を進めたが、政府関係者から説得され、提出を見合わせることで運動は立ち消えになったという⁹。

明治20年代に円了が展開していた仏教公認教論は、明治30年代に運動が盛り上がることで再び注目されることとなった。当時の公認教運動は真宗大谷派の石川舜台と近角常観が主導していたが¹⁰、円了もそうした運動の活性化を背景に、公認教論を含んだ自らの仏教改良論を積極的に発表した。

ところで、円了は石川・近角らが進めていた仏教公認教運動に共感を示しており、近角が発行していた『政教時報』にも何度か円了の論考が掲載されたが、しかし仏教公認教をめぐる意図するところには相違もあった。真宗大谷派という宗派を背負ってなされた石川・近角らの仏教公認教運動は、その性質上、あくまでも現存の仏教各宗派を政府が公認・保護することに力点が置かれていたのに対して、円了の公認教論では、それ以上に、各宗派に対する政府の積極的な干渉が強調されるのである。

まず、『政教時報』に掲載された「公認教に関する意見」において、円了は「我国は未だ公認教制度の成分法は無しと雖も、現時の実際を見る時は、神道教会と仏教各宗とは内務省社寺局に於て之を監督し、保護干渉するあり」¹¹として、現実的には仏教および神道教会は半ば公認されていると述べている。そして「事実上公認教制度を執る以上は、監獄教誨の如き政府の公共事業は、公認教に託すべきは勿論の事なり」¹²と政府による仏教の特別な保護を求めている。

他方で、『時事新報』（明治31年12月31日・明治32年1月4日付）に掲載され、『政教時報』でも紹介された「井上円了氏の仏教改革談」においては、仏教改良のための次のような「三方法」が挙げられている。

- 一 政府の干渉 即ち政府は思切て各宗の住職なるものは、尋常中学卒業生に限り、中本山の住職は高等学校卒業生に限り、大本山の住職は大学卒業生に限るとの命令を發することは是なり
- 二 社会一般の刺激 各々其住持を選択して或るべく自分等の寺には文明的の僧侶を住ましむる様に宗教家を刺激する事肝要なり

承知の通り我国に取つて憲法發布の年であります、言論信教の自由と云ふ箇条が出た、仏教界は将来仏教の方針をどうしたら宜しいと云ふ大問題が起つて居つた、詰り是から以後は信教自由の憲法箇条に依つて、耶蘇教も仏教も皆一つ物と見做されるに違ひない、どうしたら宜からうかと云ふことに、仏教各宗がイロイロな話、仏教に志ある人は皆嘆いて居つた時であります。井上円了「公認教問題の回顧」、『護法』第32巻2号、1919年3月、32頁。

9 運動の経緯は、井上円了「公認教問題の回顧」、前掲書、にまとめられている。また、これまで注目されてこなかった資料として、当時の『四明餘霞』には、公認教制定請願書が「内務大臣へ差し出された」との記事も掲載されているが、詳細は不明である。「公認教制定請願書」『四明餘霞』第29号、1890年5月。

10 この時期、近角常観が主導していた運動については、以下に詳しい。岩田文昭『近代仏教と青年——近角常観とその時代』、岩波書店、2014年。

11 井上円了「公認教に関する意見」『政教時報』第4号、1899年2月、2頁。

12 同上。

三 末寺の合併 数個の末寺を合併して大なる寺院と為し又は大中小の本山も各々収入を見積りて適宜に合併する事甚だ必要なり

すなわち円了は、仏教改良・改革のためには、社会（この場合は信徒）からの刺激や、末寺の統廃合、そして政府による住職の規定といった外圧が必要であると考えているのである。これはつまり、既存の仏教各宗派の弊害を改め改良を進めるには、仏教界の自発的な動きだけでは不十分であるということの意味する。それゆえ、円了が仏教公認教に対して賛意を示すとしても、それは仏教の保護を目的とするだけではなく、むしろ政府の積極的な干渉によって、仏教各宗派に改良を促すことを意図してのことであった。

それでは、円了は当時の仏教界にいかなる問題を見出し、どのような改良を目指していたのだろうか。この点について、明治30年代の円了の仏教改良論がまとめられた『宗教改革案』を見ていくことにしたい。

2. 『宗教改革案』

明治35年（1902）6月に哲学書院から発行された『宗教改革案』¹³は、当時新聞や雑誌に数多くの宗教改革（仏教改良）論を発表していた円了が、「公衆の注意を惹かんには、寧ろ一冊子と為して」刊行した方が効果的であるとしてまとめたものである。その意味でこの書は、明治30年代前半期に提示された彼の仏教改良論の集大成的な側面をもっており、実際10年後に出版された『活仏教』（1912）においても、「宗弊刷新に関する意見」とタイトルを変えて再掲されている。それゆえ、円了の仏教改良論の内容を理解しようとする場合に、『宗教改革案』は参照すべきテキストであることは間違いない。

ただし円了は、『宗教改革案』と『活仏教』との間を隔てる10年で「国家社会の形勢」も変化し、それにともなって自身の改良案に「多少の相違」が生じているとも注意している。本論考では、ここで言及されている「多少の相違」というところに、円了の仏教改良論の展開、より具体的には、仏教改良論が修身教会運動へと向かうことになる重要な論点が潜んでいると考えるが、これについては後述したい。

さて、明治35年の『宗教改革案』において円了は、この書をまとめた直接的な社会背景として「公德問題四方に起り、人心の改善を渴望するの声漸くやかましき」¹⁴ ということを挙げている。そしてその上で、世間では「公德問題」が専ら教育の領域だけで論じられており、「宗教の如何に着眼せざる」状況となっていることを批判し、自身は「公德改良の先決問題は宗教の改良なりと信ずる」という立場を示している。つまりこの書で円了は、当時問題となっていた公德問題を解決するという観点から、宗教改良・仏教改良を

13 井上円了『宗教改革案』、哲学書院、1902年。

14 井上円了『宗教改革案』、前掲書、2頁。

論じているのである。

それでは、公德問題とはいかなるものであったのか。当時の公德問題を帝国教育会などの議論をもとに整理した白石崇人は次のように述べている。「日清・日露戦間期には、日本の国際的位置の変化に伴って、教育勅語に示された忠孝道德や修身科教授の限界が確認された。明治33年、西欧諸国の生活様式と比較して日本人の公共心不足が問題視され、かつ国家と社会との関係が支配・統制関係でなく共時的発展関係において捉えられ、立憲政治・産業経済を発展させる必要が確認された時、公德は学校で積極的に養成されるべきものと捉えられた」¹⁵。つまりこの時期は、国際社会での日本の地位向上に伴い、国民一般の「公共心」の不足が問題とされるようになっていた。また立憲制や産業、経済を発展させるという意味でも一人一人の「公德」の養成が求められ、学校教育の役割が期待されていたのである。

しかしこれに対して『宗教改革案』では、公德養成という課題に対する学校教育の不十分さが指摘される。当時国民の多くに教育効果を及ぼすのは小学校に限られており、また就学期間も短いものだった。そうである以上、公德養成のためには学校以外の教育、すなわち「社会教育」と「家庭教育」が重要であり、それらを改良することが必要となる。そしてそれぞれの教育を担う「社会の朋友」と「家庭の父兄」に関係するのは宗教であるため、「宗教を改良すればおのづから此二者を改良し得る」¹⁶というのが円了の考えである。

そしてこの際、宗教によって社会や家庭に教育的影響を及ぼす場として円了がモデルとしたのが、西洋におけるキリスト教の日曜学校であった。西洋では「毎日曜の午後は必ず父母が儿女を携へて寺院に詣り、或は教会に集り」、礼拝後には「家族の守るべき心得を聞いたり、「青年教会職人教会」といった場が設けられる」¹⁷。これはまさしく宗教を通じた家庭教育、社会教育の実践であるのだが、しかし日本には寺院や教会がたくさんあっても「葬祭の儀式を行ふに止まり、教誨の名ありて実なき有様」であると円了は批判する。そうである以上、家庭教育、社会教育を振興し、公德を養成するためには、宗教改良・仏教改良が急務だということになる。

このように円了の仏教改良論は、まずは葬祭等の儀式でしか用いられていない寺院を社会教育・家庭教育へと積極的に活用することを主題とするものだが、このことは、そうした社会教育活動を担うべき宗教家、僧侶たちの改良にも結びつけられている。『宗教改革案』では、今日の宗教家の「知識道德」が嘆かれ、「其内に積みたる宿弊は漸く外に溢れ、公德の発達を害し、社会の改良を妨ぐる」という状況が憂慮されている。つまり円了の場合、教義や信仰を変えるのではなく（むしろそこに大きな変更は必要ないとする）、僧侶

15 白石崇人「日清・日露戦間期における帝国教育会の公德養成問題——社会的道德教育のための教材と教員資質——」、『広島大学大学院教育学研究科紀要』第三部第57号、2008年、19頁。

16 井上円了『宗教改革案』、前掲書、8頁。

17 井上円了『宗教改革案』、前掲書、8-9頁。

や寺院のあり方、その社会との関わり方こそが最終的な改革の対象となるのである。円了はしばしば「人よく道を弘む、道の人を弘むるにあらず」という『論語』の言葉を引くが¹⁸、法を弘める人、すなわち僧侶の改良こそが、仏教改良の根本ということになるだろう。

それでは、実際の改良はどのようになされるのか。『宗教改革案』において円了は、改革の手段として、「自然の勢いに任すること」、「教育の力を借ること」、「本山の反省を促すこと」、「政府の規定を頼むこと」という四つを挙げている。そしてそれぞれを検討した上で、最初の三つの手段をすべて「共に絶望なり」として退け、改革のためには「政府に依頼する一事あるのみ」と主張するのである。これはつまり、長年にわたって蓄積された仏教界の弊害を取り除くのは簡単ではなく、特に「本山の反省を促す」ことで自発的な改良を期待するのは難しいという厳しい意見が示されているのである。またそうである以上、仏教の改良には外部からの圧力が必要となり、その役割を担うべきは政府である、というのが円了の考えとなる。こうした議論を見ると、円了が仏教公認教運動に賛同していたとしても、政府からの保護以上に各宗派への干渉を要求したことの意図が見えて来る。またその背景には、円了が自身のルーツである真宗大谷派から離れ、あくまでも俗人として仏教改良に携わっていたという独自の立ち位置があったと考えられる¹⁹。

こうして円了は政府主導の具体的な仏教改良案を、「改良の方法五条」²⁰として提示する。それは以下のようなものである。

- 第一 一寺の住職となり一教会の教師となりて人民の教義を任ずるものは、必ず文部省所定の中学校卒業以上の者なるべき事
- 第二 帝国大学中に教科大学の一部を置く事
- 第三 宗教事務を文部省にて取扱ふ事
- 第四 各寺院教会は毎週一回必ず教会を開きて教導の実を挙げしむる事
- 第五 改宗転派をして自由ならしむる道を開く事

第一条から第三条までは、主に政府による宗教教育への積極的な干渉が扱われている。まず第一条では、政府が住職の学力規定を定めるということが挙げられているが、円了にとって僧侶の改良は、まずは僧侶たちに一般以上の学力を身につけさせることが重要であるとされた。「宗教家の本務は一般の人民を教導するにあれば、其知識德行共に一般の標

18 たとえば、井上円了『雑居準備 僧弊改良論』、森江書店、1898年、15頁。

19 宗派を超えた「通仏教的」仏教改良という、円了独自の立ち位置については、拙論を参照されたい。長谷川琢哉「井上円了の仏教改良と哲学館」『東アジア仏教学術論集』第10号、東洋大学東洋学研究所、2022年。

20 井上円了『宗教改革案』、前掲書、37頁。

準以上にあるべき筈なるに、今日の有様却て其標準の下にあり」という状況を改善するには、政府の介入が必要であるというのが円了の考えである。第二条は、教科大学、すなわち宗教大学を帝国大学内に設置すべきという案である²¹。円了は第一回の海外視察旅行で海外の宗教教育の状況を視察したが、西洋の各国では「神学部を設け、之を大学の首座に置く」ということがなされている。日本でも同様の教科大学を設立し、特に「本山本寺の住職」には大学卒業以上という規定を設けるべきであるとする。教科大学は、一方で宗教の学理を研究し、他方では「高德の僧侶を養成する」ことを目的とするもので、国家にとっても有用であると円了は考えた。そして第三条では、宗教と教育は密接に関わるため、従来の内務省から文部省に管轄を移すべきだとされる。円了は「今日の如く宗教家の教育は各宗本山に一任し、其学校は内務省の監督の下に」おくという状況は、宗教の「腐敗を守らしむるに適するも、之を改良するには最も不利なり」²²として、文部省による宗教教育事業の監督を求めた。それにより、「官公立学校を認定する等に於て大なる便宜を得、従て宗教改良の実を挙ぐるに大なる便益あるべし」²³と述べている。ここで本論の議論を先取りするならば、文部省による監督を通して仏教改良を進めようという円了のアイデアは、おそらく、半年後に生じる哲学館事件の影響によって、修正を余儀なくされることとなる。

さて、続く第四条こそが、日曜教会に直接関係するものである。これまでの条項は、いわば外側の規定であったが、「各寺院教会は毎週一回必ず教会を開きて教導の実を挙げしむる事」というこの規定は、円了によれば宗教家の「本務」に関わるものである。「寺院にて教誨を行はず、僧侶にして教導をなさざる」²⁴ものは、その存在価値を有していないと円了は批判する。そこでそれを改善するために、「各寺院各教会は毎週一回必ず教会を開きて教導の実を挙げしむる様、政府より命令せざるべからず」²⁵という案が提出されることになる。円了の考えでは、宗教は「別世界に至る道」を説くと同時に、「世間普通の道徳」を説くものでもある。それは仏教では「世間出世間の二門」とも言われるが、寺院で教会を開く場合、たとえば二時間の教誨なら一時間は宗教的な教えを説き、残りの一時間は世間の道徳を説くよう円了は勧めている。それにより、「学校教育の力の及ばざる家庭及社会教育」を寺院で授けることが可能となり、公德問題なども自ずから解決しようということである。またこうした寺院における日曜教会の開催についても、円了の案では、政府主導で進めることが想定されている。

21 帝国大学内に教科大学を設立すべきであるといった議論は当時からなされており、円了もそうした議論を踏まえて提案を行っている。片山国嘉「教科大学若くは教学科を新設すべし」『中央公論』第16年第11～12号、1901年11～12月。

22 井上円了『宗教改革案』、前掲書、52頁。

23 同上。

24 井上円了『宗教改革案』、前掲書、54頁。

25 井上円了『宗教改革案』、前掲書、56頁。

最後の第五条では、転宗自由の制度について触れられている。円了によれば、この当時転宗の自由は個人に認められていたが、寺院や教会には認められていなかった。それゆえ本山がいかにも腐敗していても、本山は末寺を失うことはなかった。こうした状況を改善するために、寺院にも転宗転派を認めることで仏教改良が促されると円了は考えたのである。またそれにともない、新宗教・新宗派開立の自由も認めるべきであるという。明治期には、北畠道龍、水谷仁海、大道長安といった人々が新仏教、新宗教を開立したが、時代状況のために志を果たすことができなかった。政府の監督の下、一定の制限を加えた中で新宗教開立の自由を認めれば、仏教改良、宗教改良は大いに進むと円了は主張する。

このように見ると、この時期円了が主張していたのは、政府主導の仏教改良の必要性であったことは明白であろう。これは仏教公認教への円了の立場と直接つながるものであり、そこには仏教各宗本山に対する円了の不信感を垣間見ることもできるが、同時に政府こそが国内の宗教に責任をもって関わるべきであるとする積極的な主張がある。円了は『宗教改革案』と同時期に新仏教徒同志会出版部から発表された「将来之宗教」という論考で、次のように述べている。

〔仏教改良のためには〕私は政府の力を借りるが得策と思ふのです、世間では私の意見を誤解して、甚だ意気地のない議論だと評する者があるそうだが、私は宗教家から政府の方へ嘆願して、改革をすると云ふではなく、政府自身の責任から割出して、改革せしむるのである。元来国家が善良なる宗教を有せざる事は、非常な不幸な事である。一国の盛衰興亡が、大に宗教の力に依ると云ふ事は、明瞭なる事実である。教育や実業が国の盛衰に関するから、政府が力を与へて改良せしむるならば、政府は社会の生命たるべき、宗教の腐敗を等閑に附して、之が改革を度外視する理由がない、宗教改革は政府の責任である²⁶。

実際、円了の公認教への立場や改良案には雑誌『新仏教』などで、批判が向けられていた²⁷。しかし彼はそうした批判は誤解であり、むしろ宗教は国家的な事業であるべきだと考えていた。つまり、民間の宗教が腐敗しているとすれば、それを正すのは政府の責任であるということである。その上で、あくまでも民間の立場から提言を行い、政府の手が行き届かないところで教育宗教的事業を進めるとというのが円了の立場となるが、しかしこの

26 井上円了「将来之宗教」『将来之宗教』、新仏教徒同志会出版部、1902年、191頁。

27 たとえば杉村縦横は、次のように述べている。「政府の保護を哀請して、辛く旧態を保持し、其勢威を借りて、他教徒に当らんことを思ふ、こは思ふ者の意気地なき也。寺院教会の組織制度に容喙し干渉して、之によりて其自由行動を牽束せんことを企つ、こは企つる者の出すぎたるお世話也。国家の活動を政治と名づくべくんは、宗教の生命は信念なりといはん、他の庇蔭を求めずと雖も、別に好箇の大天地は宗教の為に存す。此故に我徒は国教公認教の制度によりて、自ら求めて此天地を狭くせんとする者を排す」『新仏教』第2巻第5号、1901年5月、191頁。

直後に大きな変化が生じることとなる。その原因となったのが、哲学館事件であると考えられる。

3. 第二回海外視察旅行と哲学館事件

哲学館事件とは、哲学館に中等教員無試験検定資格が認められた初年度の卒業試験の際、そこに立ち会った文部省の視学官が一人の学生の答案を問題視したことに端を発し、最終的に無試験検定の特典が哲学館から剥奪されるに至ったという事件である²⁸。この問題が大きな事件となった一報を円了が聞いたのは、第二回海外視察旅行中のロンドンにおいてであった。そもそもなぜ、円了はこの時期に海外視察に向かったのか。まずはそこから振り返っておきたい。

円了は明治35年11月15日に視察旅行に旅立った。その目的は「哲学館を拡張して私立東洋大学となさん準備」²⁹のため、インド・欧米の「教育学術宗教等」を視察することであった。実際円了は、これに先立つ明治35年4月1日に「私立哲学館大学部開設予告」³⁰を発表している。そもそも円了は明治22年9月の段階で、哲学館に国学漢学仏学の専門部を置き、「東洋大学科」を設置することを目指していた。しかし諸事情によりこれが進まず、明治35年4月にあらためて大学部の開設を計画することになる。その段階では、すでに神道を研究する学問機関が作られていたため、儒学専門と仏学専門の二科を置くこととし、儒学は東洋の倫理学として「倫理科」、仏学は東洋の宗教学として「教学科」と定めることになった。これを円了は「東洋大学科」として組織する計画を立てたのである。なお儒仏の二教は、日本に千年以上根づいたものであるため、「日本固有の学」であるというのが円了の考えである。

さてこの開設予告には、本論考の議論を進める上で注目すべき記述がある。それは「我邦の教科大学」という項目である。円了は「西洋の大学には夫々神学部の設けあるにかゝらず、我邦の大学には之に対する教科大学なき一事」を問題視し、「儒教仏教を合し、之を東洋の教科大学として一大専門を置くことは、最も今日の急務」であるとする。そして円了自身も帝国大学の中にこれを設置することを望むが、今のところその見込みがない。そうである以上、「私立を以て其欠点を補ふ方針を取らねばならぬ」として、「本館の大学部は正しく東洋の教科大学、否我邦の教科大学に当るべきものなれば、今日の機運に考へても其開設の急要を知ることが出来る」³¹というのである。先に『宗教改革案』で見たように、教科大学の設置は円了の仏教改良案の条項の一つであった。つまり円了は、政府の主導で教科大学が設置できないのであれば、私立学校である哲学館がそれを補って教

28 哲学館事件の詳細については以下に詳しい。『東洋大学百年史 通史篇Ⅰ』、東洋大学、1993年。

29 「井上館主の印度及欧米渡航」『東洋哲学』第9編第11号、1902年11月、844頁。

30 「私立哲学館大学部開設予告」『東洋大学百年史 資料編Ⅰ・上』、東洋大学、1988年。

31 「私立哲学館大学部開設予告」、前掲書、187～188頁。

科大学の機能を担い、それを通して仏教改良へと貢献しようと考えていたのである。以上のように見ると、「哲学館を拡張して私立東洋大学となさん」という円了の計画は、日本に欠けていた教科大学を設立し、一方で宗教の教理を研究すると同時に、他方で「高德の僧侶を養成する」ことを目指す円了の仏教改良のプログラムの一部でもあったということができらう³²。

こうして円了は、日本の教化大学たる私立東洋大学の設立を目指して視察に向かった。欧米各国の大学に設置された神学部などを視察した他、私立の宗教大学なども詳しく見て回っている。ただし、この視察にはもう一つの目的があったと考えられる。それがキリスト教会の日曜学校の視察である。

よく知られているように円了は、明治36年2月12日から1ヶ月間にわたり、羊毛工業で栄えていたイギリス北部のバルレー村〔Burley〕に滞在し、当地の日曜教会、円了の言い方では「日曜修徳」を視察した。そこでは村の老若男女が日曜ごとに教会に集い、その「日曜修徳の力」が村の産業発展に大いに貢献していることに感銘を受けている。円了は「この日曜修徳の方法は、わが国にても各寺院において行いたきものと思うなり」³³と記している。そしてこの時の見聞が、修身教会のモデルとなったと言われている。

ところで、先に見た『宗教改革案』では、「各寺院教会で毎週一回必ず教会を開きて教導の実を挙げ」ることは宗教家の「本務」とも言われ、円了の改良案の中で最も具体的なものだった。そうであるならば、バルレー村での日曜教会の視察は、自らの仏教改良案のために当初から予定されていたと考えるのが自然ではないだろうか。先行研究では、円了がバルレー村に行くことになった理由については特に触れられていないが³⁴、そもそも円了の『宗教改革案』では、学校教育の不足を補うものとして、宗教がいかにして社会教育、家庭教育を担うのかが問われていた。つまり円了は「日曜修徳」が効果的であることは当初から予測していて、その実例を視察するためにバルレー村を訪れたと考えられる。少なくとも、そこでの視察によってはじめて宗教を通じた社会教育の重要性に気づいたわけではないのである。

さて、ここで哲学館事件に話を戻そう。バルレー村での視察は、円了が哲学館の無試験検定の認可取り消しの一報を受けた直後になされたものだった。つまり円了は明治36年1月30日にロンドンでその連絡を受け、当地に滞在していた文部省普通学務局長の沢柳政太郎に事件について相談し、内部事情を探った。その結果、2月22日には哲学館幹事

32 そもそも哲学館の創設自体が、円了の仏教改良のプログラムの一部であった。これについては拙論を参照されたい。長谷川琢哉「井上円了の仏教改良と哲学館」、前掲書。

33 井上円了『西行日録』（『井上円了選集』第23巻、東洋大学、2003年）、192頁。

34 たとえば三浦節夫は以下のように記している。「確かに、円了は第二回の世界旅行で、イギリス北部のバルレー村で一か月滞在して、その社会を体験し、アイルランド、ウェールズを巡回し二か月後にロンドンに戻っている。この時のことが、社会教育、生涯学習の必要性を痛感させたのであろう」。三浦節夫『井上円了——日本近代の先駆者の生涯と思想』、教育評論社、2016年、478～479頁。

に宛てた手紙で、今回の件は「学校の不運とあきらめる以外にありません」と伝えたという³⁵。円了がバルレー村に滞在を始めたのは2月12日からの1ヶ月であり、まさにそれは哲学館事件への対応の真只中であった。

まず、哲学館事件の影響によって、円了は当初の東洋大学科の計画を変更することになった。円了は明治36年7月26日に海外視察から帰国するが、『東洋哲学』に発表した「広く同窓諸氏に告ぐ」という文書によって、今後の哲学館の方針を提示した。円了は「一講師の理論的倫理の教授に批評を欠きたりとの一点を以て学校全体を罰」³⁶するといった文部省の裁定に強い憤りを示し、まずはこれ以後、哲学館は「独立自活の精神」に基づいて「純然たる私立学校」を開設するという大きな方針を立てる。円了は海外視察でイギリス国民が独立自活の精神を有し、かつ実用性を重視するところに感銘を受け、この精神性の養成こそが日本の教育においても必要となると考えたという。そして大学科の開設はそのまま目指すことになるが、教員免許の無試験検定の資格を失ったことから実力で免許の取得ができるよう指導する点や、外国語の学習にも力を入れるといったより実用性を重視した教育方針を示している。円了は以後、哲学館の無試験検定資格を再申請はせず、独立自活の私立学校として哲学館を立て直すことを目指したのである。

そして帰国後の円了はもう一つの事業を開始する。それが明治36年10月に発足した修身教会である。本論で見てきたように、円了は当初、仏教改良の一手段としてキリスト教の日曜学校に注目していた。そして文部省の監督のもとに「各寺院教会で毎週一回必ず教会を開きて教導の実を挙げしめる」という改革案を提示していた。しかし帰国後にはこのアイデアは修正され、独自の修身教会というかたちで展開されることになるのである。

そもそも円了の仏教改良案は、仏教各宗の習弊を改め、葬祭等の出世間的な儀式だけでなく、道徳教育（特に家庭教育、社会教育）等の世間的なものへと積極的に関与させるところに重点が置かれたものだった。そしてその際、各宗派の本山が自発的にそうした改革を行うのは期待できないと考えた円了は、政府による積極的な干渉を求めていた。しかしながら哲学館事件を経験した円了は、政府とりわけ文部省に大きく失望した。そこで円了は政府から独立し、しかも仏教各宗派の本山からも独立した、独自の仏教改良・宗教改良の実践として修身教会をデザインしたと考えることができるのではないだろうか。

これまでの先行研究では、修身教会をそれに先立つ仏教改良論の延長線上に位置づけて論じたものはなかったが、しかし『修身教会開設旨趣』を検討すると、それが当初の円了の仏教改良案の多くを踏襲したものであることが明らかにある。そこで次節では、修身教会がそれ以前の円了の仏教改良案をどのように具体化し、またどのように修正したのかを検討してみたい。

35 三浦節夫『井上円了——日本近代の先駆者の生涯と思想』、前掲書、408頁。

36 井上円了「広く同窓諸氏に告ぐ」『東洋哲学』第10編第9号、1903年9月、115頁。

4. 修身教会設立と仏教改良

円了は明治36年9月14日に『修身教会設立旨趣』(以下『旨趣』)³⁷を発表した。これまで自身が全国巡講などで見聞したところによると、特に地方の宗教や徳義が衰えており、各地方に修身教会を設けることでそれを挽回したいというのが基本的な考えである。

『旨趣』によれば、そもそも日本が西洋諸国にくらべて「国民勢力」が劣るのは「道義徳行」が欠けているからであるが、日本でそれを学ぶ場は、学校の修身のわずかな時間のみである。これを補うのは家庭や社会であるはずだが、現状は期待できない。では何に期待すべきか。欧米では「宗教教会ありて家庭并に社会の道徳を維持し居るを見る、即ち日曜教会是れなり」として、「毎日曜父母が児童を携へて会堂に至り、之をして修身の談話を聴かしむる」ことが、宗教を通じた家庭教育、社会教育の実践になっていると述べる。それに対して日本では種々の寺院教会があるが弊害が多く道徳教育を一任できないが、「之を改良するの方針」を取れば弊害を除くことができるとされる。そして修身教会の場としては仏教寺院、神道教会、キリスト教会等いずれでもよいが、日本社会に最も浸透している仏教寺院がその中心となると円了は考えた(「我邦にありて最も普及せるものは仏教なれば、余は仏教に就きて之を修身教会に応用せんことを論するなり」³⁸)。そもそも仏教には出世間道の他に世間道もあるため、従来出世間に傾きすぎた弊害を改め、現世・世間に重点を置けばその任を担うことができる。それにより学校教育と宗教教育は一致協力して国民の道徳を進めることができるというのが、修身教会の基本的な考えである。このように見ると、修身教会の大きな枠組みは、『宗教改革案』で提示された仏教改良論とほとんど変わっていないのは明らかだろう。つまり修身教会は、仏教の弊害をあらため、道徳教育を通して社会へと仏教を向けていく、円了の仏教改良論の実践という側面をもつのである。

ただし仏教改良論との関係でみたとき、そこには大きな変化も表れている。まず『旨趣』では、「宗教の改良は宗教を弘むる人を改良するに外ならず」として仏教改良＝僧侶の改良という従来の視点を示しつつ、その上で「而して其人を改良するは国民の意向如何によりて容易く実行することを得る」と言われている。つまり『宗教改革案』では政府主導の仏教改良案が提示されていたが、修身教会では仏教は「国民の意向如何」によって改良しようというのである。国民の意向によって各地方の寺院を改良し、僧侶を改良すること。これは修身教会に国民、より具体的には、修身教会を開催する町民らの積極的な関与を求めるものでもあった。そのことは修身教会の具体的な組織にも表れている。それは以下のように構想された。

37 井上円了『修身教会設立旨趣』『東洋大学百年史 資料編1・上』、東洋大学、1988年、20～27頁。。

38 同上、24頁。

- 一、修身教会の目的は国民に吾人の平常守るべき諸般の道徳を知らしめ、且つ行はしむるにあり
- 一、此教会は各町村人民の協議によりて設立し、其団体の自治によりて管理し、其地方の状況に応じて組織すべし
- 一、此教会は毎日曜若は隔週に開くべし、但し地方の状況によりて冬期は毎週、夏期は一月一回とするも可なり
- 一、此教会は寺院に於て之を開き、僧侶教員各出席して講話を為すべし、而して会長には町村長若くは町村中の最も名望あるものを推薦し、町村内の僧侶及教員をは皆教師として待遇すべし

修身教会は「各町村人民の協議」に基づき、そこでの団体の自治によって管理されるものとされる。修身教会の開催は日曜に限ったものではなかったが、各町村人民が主体となって関わり、地域の僧侶と教員が教会での講話を行うものとされた。そしてこのような地域住民の関与によって、円了は次のような効果を期待した。

若し各町村の人民互に合同して教会を組織し、僧侶をして毎日曜の教誨を実行せしむるに至らば、自然に僧侶改良の実を挙ぐることを得べし、之と同時に宗教改良の功を奏することを得べし、又一たび教会を設置したる上は、町村自然の制裁によりて僧侶の淘汰おのづから行はるゝに至るべし³⁹

つまり、修身教会の実践は、僧侶の改良・寺院の改良への刺激となるということである。地域住民を巻き込んだ修身教会運動は、それに十分答えられない僧侶に対する圧力ともなり、場合によってはその淘汰にもつながると考えられたのである。そしてこのような状況をつくるのが出来れば、仏教改良のために政府の介入はもはや必要がないことになるだろう。円了は『時事新報』に掲載された「井上円了氏の仏教改革談」で、仏教改良のための手段として「政府の干渉」、「社会一般の刺激」、「末寺の併合」の三つを挙げていたが、修身教会はそこから「政府の干渉」を除いて、「社会一般の刺激」と僧侶の淘汰を通した「末寺の併合」といった手段を全面に出したのものであるともいえよう。

これについては、『修身教会雑誌』第3号に掲載された「修身教会に就きて(第三)」において、次のようにも言われている。

是に於て、余は寺院を利用することに定めたり。既に寺院は教会所にして、僧侶は

39 井上円了『修身教会設立旨趣』、前掲書、26頁。

教導職なれば、一般の道德教育を此処に於て施し、其任を此人に託するは当然の事なり。唯、世間の非難は、今日の僧侶に、修身の教師となり導者となるべき人なしと云ふにあれども、多数の僧侶中には、必ずしも其人なきにあらず。縦令其人なしとするも、今より之に責任を負はしむる端を開かば、僧侶自ら反省する所ありて、奮起するに至るべし⁴⁰

僧侶の本務は教導にあり、それゆえ一般の道德教育を担当すべきである。しかし「世間の非難」は個々の僧侶がそれにふさわしいものであるかどうか、厳しい目を向けている。とはいえ、たとえ現状ふさわしい人材を欠いているとしても、僧侶に責任を負わせる機会を設ければ、「自ら反省する所ありて、奮起するに至る」はずだというのが円了のねらいでもあった。僧侶に奮起を求めることは、『仏教活論序論』の頃から主張された円了の仏教改良論の根本でもあった。その意味においても、修身教会運動は、円了の仏教改良の延長線上に構想された実践であったと考えることができるだろう。

さてこうして修身教会は設立された。実際の活動は、基本的に円了自身が各市町村を講演してまわり、様々な題材を用いつつ修身道德を説くことが主眼となっていた。そうだとすると、円了の仏教改良のねらいはどの程度実現できたのだろうか。

この点について、修身教会運動の支援者たちから考えることができる。各地方で開催される修身教会は寺院を会場とすることが多く、ついで学校が選ばれることが多かった⁴¹。そしてそれを支えていたのが、地元の有志、教員、僧侶であったが、とりわけ哲学館や京北中学（いずれも円了が創設した学校）出身の各地の僧侶や教員たちの協力が目立っている。実際の開催に関わる箇所を『南船北馬集』から抜粋してみよう（太字の強調は筆者）。

〔明治39年6月〕二十四日、午前、新潟（現在新潟県新潟市）に移り、県教育会の依頼に応じて教育上の講演をなす。旧友中学校長長沢市蔵氏および高等女学校長森田氏に面会す。哲学館出身井部貞吉、橋本倉之助、宮城清、沼沢与作、原田秀泰、関根浄正諸氏等の送迎を受く。午後、再び長岡に至り、女子教育会の依頼に応じて講演をなす。会場において柵橋絢子女史に面会す。当夕、晩餐会に列し、更に妙宗寺に開会せる修身教会に出演す。長岡には哲学館出身者および関係者相はかりて中越同窓会を設置し、その事業として修身教会を開催す。その主動者は小沢錦十郎、高賀銑三郎、田宮宗城、二国洞禪、渡辺茂二郎、雨宮静居、野本恭八郎、木村得四郎等の諸氏なり。当夜深更に及び、木村得四郎氏とともに撰田屋村川上半四郎氏の宅を訪いこれに一泊

40 井上円了「修身教会に就きて（第三）」、『修身教会雑誌』第3号、1904年4月、151頁。

41 ただし、修身教会運動が「国民道德普及会」に名称を変更して以降は、その割合が逆転する。会場の推移については、三浦節夫『井上円了——日本近代の先駆者の生涯と思想』、前掲書、に詳しくまとめられている。

し、翌朝、野本恭八郎氏の宅に少憩して長岡中学校に至る。野本恭八郎氏は不幸にして令息を失う。令息はその名を遊という。さきに京北中学校の生徒たり⁴²。

〔明治39年7月〕九日 晴れ。綾歌郡山内村（現在香川県綾歌郡国分寺町・綾南町）に移る。当所にて修身教会に出演す。楽隊、球灯をもって送迎せらる。会場は万善寺にして、宿所は村長岡内禎二氏の宅なり。清風座に満ちてすこぶる清涼を覚ゆ。（中略）当村は哲学館出身者松尾幸八郎氏の郷里なり。氏は特に醴酒を醸して余に贈らる。余は「冬もよし夏もまたよし甘酒は四百四病の魔除とぞなる」を記して答謝す。当地開会には氏の尽力あずかりて多きにおる⁴³。

修身教会運動は、例えば講演会の際に、各地域の僧侶・仏教関係者（とくに哲学館出身者）たちがそれに関わることが重要であった。それにより、各地方の人々に仏教的実践精神に基づいて道徳性を感化し、それを通して産業等の実業においても地方を活気づけることこそが、円了がイギリスで見聞した「宗教」の効果であったからだ。円了の仏教改良が、僧侶の改良、僧侶を介した国民の改良であるとすれば、修身教会運動に仏教者を関わらせることが仏教改良の実践ともなる。そしてこれは、もはや国家や各宗本山を介した仏教改良ではなく、宗派を超えた通仏教的・直接的な仏教改良でもあったと言えるだろう。

むすびに

本論考では、井上円了の修身教会運動を、先行する彼の仏教改良論の展開として理解し、その背景に哲学館事件の影響があったことを明らかにした。哲学館事件を契機として、円了は自身が唱えていた政府の干渉による仏教改良案を修正し、政府ではなく国民、より具体的には各地域の住民による刺激を通して、寺院および僧侶を改良することが目指されたのである。修身教会運動を仏教改良論の文脈に位置づけるという本論考の視点はこれまで明確化されてこなかったものであり、修身教会を円了の思想と行動の全体に位置づける際の新たなアプローチになりうるものだと考える⁴⁴。

ただし、本論考では扱うことができなかった問題も残っている。修身教会運動は、大正元年8月に「国民道徳普及会」にその名称を変更することになるが、この時を境に修身教会は寺院ではなく小学校などを会場とすることが増えてくる。また、運動の名称から「教会」という言葉が排除されていることを考えても、この運動と仏教改良との関わりは希薄

42 井上円了『南船北馬集』（『井上円了選集』第12巻、東洋大学）、218頁。

43 井上円了『南船北馬集』、前掲書、231頁。

44 ただし、修身教会は「社会改良法と共に、又宗教即ち仏教振起策にあらざる乎」という意見を当時から提示していたのが村上専精であった。本論考は村上の視点を参考にしつつ、資料に即してそのアイデアを詳論したものである。村上専精「修身教会設立に就いて余の所感を陳ぶ」『修身教会雑誌』第1号、1902年2月。

になったと思われる。井上円了の仏教改良論の展開という視点に立ち、修身教会から国民道德普及会への変化を見る場合、そこにはいかなる意味があるのだろうか。この点については今後の課題としたい。

キーワード

井上円了、仏教改良、修身教会、公認教、哲学館事件